

## 南三陸町緊急雇用創出特別奨励金について

この制度は、倒産などによって非自発的に解雇され、失業された中高年の方を気仙沼職業安定所又は南三陸職業紹介センターの紹介によって、継続して雇用した事業主に支給し、再就職の促進と雇用機会の創出を図ることを

目的としております。

奨励金支給要件は次のとおりとなりますので、該当する事業主は、役場産業振興課商工振興係（☎46-2600 内線442）までご相談下さい。

### 奨励金の支給要件及び内容は次のとおりです

① 次の(1)から(5)の条件を満たす方で、町内に住所を有する方を雇用した場合です。	② 次の(1)から(5)の条件を満たす事業主が支給の対象となります。
(1)自分の都合や自分の責任以外の理由で離職した方 (2)雇用期間が6ヶ月以上で離職した方（パートを除く） (3)離職後3ヶ月以内に気仙沼職業安定所又は南三陸職業紹介センターに求職の申込をした方 (4)離職した日で40歳以上の方 (5)離職した事業所で雇用保険の受給を得ていた方	(1)気仙沼職業安定所又は南三陸職業紹介センターの紹介で①の条件を満たす労働者を雇い入れた事業主 (2)①の条件を満たす労働者を町内の事業所に雇い入れた事業主 (3)①の条件を満たす労働者を雇い入れる6ヶ月前に事業主の都合により従業員を解雇していないこと (4)雇用保険の適用事業所であること (5)①の条件を満たす労働者を雇い入れてから6ヶ月を経過した事業主
◇支給額 対象となる労働者1人につき30万円です。 ◇申請時期 対象となる労働者を雇用してから6ヶ月を経過してから8ヶ月以内に申請します。 なお、①の労働者を雇い入れた場合は、産業振興課にご連絡ください。 ◇連絡先・問い合わせ 産業振興課 商工振興係 ☎ 46-2600 内線442	

### 製造事業所の皆様へ

## 工業統計調査

～ご協力をお願いします～

平成17年工業統計調査を12月31日現在で行ないます。

調査の実施に当たっては、本年12月下旬から来年1月中旬にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省・宮城県・南三陸町

◇問い合わせ 企画課 企画政策係 ☎46-2600 内線225  
 歌津総合支所 総務管理課 地域振興係 ☎36-3922

## 南三陸町職員(保育士)募集

南三陸町では、職員(保育士)の採用試験を次のとおり行います。

◇試験区分・採用予定人数

中級(短大卒業程度) 2名

◇受験資格 昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による短期大学を卒業した方または卒業見込みの方並びに短期大学卒業程度の学力を有すると認められる方。

◇試験日及び会場

第1次試験 平成18年1月29日(日) 午前10時～

仙台市青葉区上杉1丁目2-3 宮城県自治会館

第2次試験 平成18年2月中旬(第1次試験合格者に通知)

◇受付期間 平成17年12月1日(木)から平成18年1月6日(金) 午後5時まで。(平日の午前8時から午後5時までの受付。郵送申込みの場合は当日必着。)

◇採用予定年月日 平成18年4月1日

◇申込み・問い合わせ 〒986-0792 南三陸町志津川字塩入77 南三陸町総務課人事係 ☎46-2600 内線214